

## 防火対象物定期点検報告制度（法第8条の2の2）

凡例： 法=消防法 令=消防施行令 規則=消防法施行規則

### 1 制度の概要

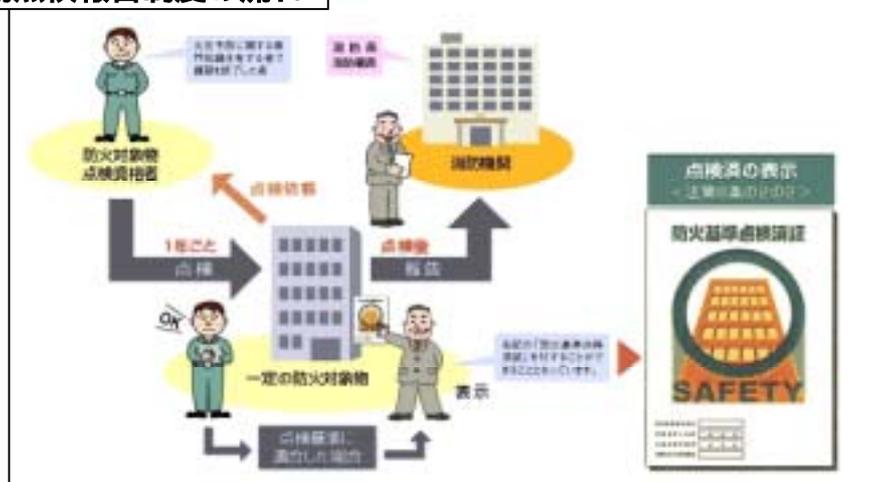
一定規模、用途の防火対象物の管理権原者が本来実施すべき火災予防上必要な事項の点検を、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に点検させることで、管理権原者による防火対象物の管理を技術的な観点から支援し、消防法令による基準の適合確保の向上を図ろうとするものです。

### 2 点検実施者

防火対象物点検資格者が点検を実施します。

（防火対象物点検資格者とは、消防設備士、消防設備点検資格者、防火管理者等の実務経験を有する者、消防機関における火災予防業務に一定期間以上従事した者などで、登録講習機関である（財）日本消防設備安全センターの行う点検資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習（防火対象物点検資格者講習）を修了した者で、防火対象物点検資格者の免状の交付を受けている者をいいます。）

### 防火対象物定期点検報告制度の流れ



### 2 点検報告の対象（令第4条の2の2）

令別表第1(1)項から(4)項，(5)項イ，(6)項，(9)項イ，(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物で、次に掲げるものが対象となります。（防火対象物定期点検報告制度の対象となる防火対象物のイメージ図参照）

- (1) 収容人員が300人以上のもの
- (2) 収容人員が30人以上300人未満で、令別表第1(1)項から(4)項，(5)項イ，(6)項，(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（屋外に設けられている場合又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていない場合

### 3 点検する項目（規則第4条の2の6）

防火管理上必要な事項，消防用設備等に関する事など，主に次の項目について点検を行います。

（次の項目はその一部です。）

- (1) 届出関係  
消防計画の作成（変更），防火管理者の選任，消防用設備等の設置の各届出等がなされていること
- (2) 消防計画  
法第8条，規則第3条で規定されている消防計画に定めるべき事項の実施状況等について点検を行う。
- (3) 避難上必要な施設及び防火戸の管理
- (4) 防災物品の表示
- (5) 消防用設備等の設置（法第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項を除く。）  
消防法令で定める基準に従い消防用設備等が設置されているかについての確認を行う。
- (6) 市町村が定める基準（京都市火災予防規則第5条の2の2）

京都市火災予防規則第5条の2の2に規定されている事項について点検を行う。

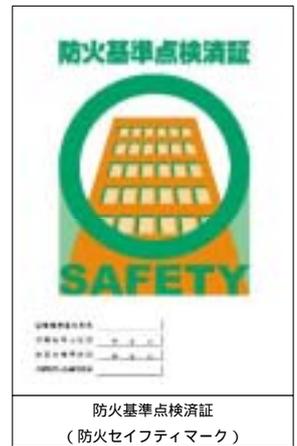
4 点検報告期間（消防法施行規則第4条の2の4）

点検：1年に1回 報告：1年に1回（点検後、すみやかに報告する必要があります。）

5 点検済みの表示（消防法第8条の2の2，規則第4条の2の7）

防火対象物点検資格者の点検の結果，点検の対象となるすべての項目が，点検基準に適合している防火対象物には，利用される方々に，消防法令への適合状況を分かりやすく提供するために防火基準点検済証（右図）を表示することができます。

複数に管理権原が分かれている場合は，すべての管理権原の範囲において点検基準に適合している場合にのみ掲げることができます。



**防火対象物定期点検報告制度の対象となる防火対象物のイメージ**

	用途
1	1. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	2. 公会堂又は集会場
2	1. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	2. 遊技場又はダンスホール
	3. ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗等
3	1. 待合、料理店その他これらに類するもの
	2. 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	1. 病院、診療所又は助産所
	2. 老人福祉施設、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設等
	3. 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が表1の1から7に該当する用途に供されているもの。
9	地下街

